

日本年金機構からのお知らせ

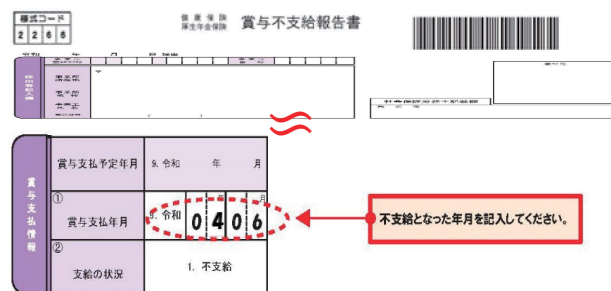
お願い 賞与支払届を忘れずにご提出ください

被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」の提出が必要です。厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、賞与の支給がある場合には、届け出もれがないようにご注意ください。

※賞与支払予定月を日本年金機構に登録している事業所には、被保険者の氏名や生年月日等を出力した届出用紙または電子媒体を、予定月の前月に送付します（送付を希望しない事業所を除く）。

なお、登録いただいた賞与支払予定月に賞与を支払わなかった場合は、「賞与不支給報告書」をご提出いただくようお願いします。

記載は右図のとおり、①賞与支払年月の欄に不支給となった年月を記入してください。



賞与不支給報告書	
賞与支払予定年月	9. 令和 年 月
① 賞与支払年月	令和 04 06
② 支給の状況	1. 不支給

ご案内 令和4年度算定基礎届事務講習会

令和4年度の算定基礎届事務講習会は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、会場へお集まりいただくことに代えて、算定基礎届にかかる資料および動画を日本年金機構ホームページ上で皆さまにご覧いただくことにより実施します。

資料および動画は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。「算定基礎届」の記載方法のほか、手続きの概要や取り扱いの事例集等にもアクセスできます。

また、よくあるお問い合わせについては、「算定基礎届（定時決定）相談チャット」にて24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

お願い 電子申請の決定通知書の閲覧方法について

現在、日本年金機構から送付する電子申請の決定通知書は、「Internet Explorer」での閲覧を推奨しています。

令和4年6月に「Internet Explorer11」のサポートが終了することとともない、新たに「Microsoft Edge」での閲覧が可能となります。閲覧の際は、「Microsoft Edge」の「Internet Explorer モード」を利用し、閲覧いただきますようお願いします。

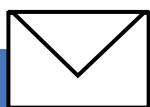
「Internet Explorer モード」の利用に際しては、「Microsoft Edge」のブラウザ画面右上「メニュー」ボタンをクリックし、「Internet Explorer モード」の利用設定を行ってください。

なお、日本年金機構ホームページにも決定通知書の閲覧方法を掲載しておりますので、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

国民年金第3号被保険者（国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者）が海外に転出したときは、次のいずれかの手続きが必要です。

これらの届出は、当該国民年金第2号被保険者を使用する事業所を経由して行います。

海外特例要件に該当する場合 （留学生、海外赴任に同行する者等）	その他の場合
引き続き第3号被保険者になりますので、国民年金第3号被保険者関係届に必要な書類（査証（ビザ）等）を添付して提出します。	第3号被保険者資格を喪失するため、国民年金第3号被保険者関係届により、第3号被保険者でなくなったことの届出が必要です。
※他にも海外特例要件に該当するケースがありますので、詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。	※日本国籍の方は海外転出中の期間、任意加入の届出を行うことにより、国民年金に加入することができます。（保険料の納付が必要です）。



年金だより

オンラインによる年金制度説明会

日本年金機構では年金制度説明会を実施しています

公的年金制度はその仕組みが複雑で、一般的に理解することが難しい制度です。日本年金機構では、年金制度説明会を実施し、企業等に勤務されている従業員の方々やそのご家族を対象に、公的年金に関する手続き・制度改正等の最新情報を分かりやすくお伝えしています。職場と年金事務所のパイプ役として活躍されている年金委員（※1）の皆さまをはじめ、各事業所の社会保険事務担当者の皆さまは、ぜひ、年金制度説明会をご利用ください。

年金制度説明会は、オンラインでも参加できます

- 年金制度説明会は、従来の対面形式に加え、オンライン形式（※2）でも実施しています。
- オンラインなので、コロナ禍においても職場や自宅などから安心して参加いただけます。
- 参加料は無料です。（オンラインの場合、通信費は参加者様のご負担となります。）
- オンライン説明会の概要やお申し込み方法は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

※1 年金委員とは、日本年金機構法第30条に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受けて、公的年金制度について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。

※2 Microsoft Teamsを使用します。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

※事前予約制となっており、定員になりしだい締め切りとなりますのでご了承ください。

「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>